横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会 第194回会議議事録		
日時	平成28年3月18日(金) 午後2時00分~午後4時40分	
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室	
出席者	藤原部会長、金井委員、久保委員	
欠 席 者	なし	
開催形態	議事1は公開(傍聴者なし)。議事2から6までは非公開。	
議題	 1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について 2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第193回会議議事録の承認 3 情報公開制度運用状況の報告 4 存否応答拒否処分の報告 5 第一部会からの報告 6 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議 	
議事及び決定事項	1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について (事務局) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について説明(資料(1)から(4)までに基づき説明) (金井委員) 口頭意見陳述の手法に変更点はあるのか。 行政不服審査法(以下「法」という。)第31条に基づき審査庁が行う口頭意見陳述は、関係機関を全て招集することとなるが、情報公開については処分庁と審査庁が同一であるため現実には変更はない。横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「条例」という。)第25条第1項の規定に基づく審査会での口頭意見陳述は従来どおりである。 (久保委員) 審査会への諮問前の口頭意見陳述について、要領は適用ないのか。 (事務局) 法に基づく口頭意見陳述は、審査庁に対しての義務規定であり、諮問は条例に基づく手続である。諮問前に実施した場合は諮問の中に反映されているが、諮問後に申し出があった場合にも口頭意見陳述は実施しなければならず、その意見を審査会の審理に反映するために、諮問後に限っている。 (藤原部会長) それでは、この改正案については、御承認いただいたものとして、第一部会に送る。この改正案は、既に第二部会での承認を受けているので、今後開催される第一部会での承認後、運営要領として確定する。	

【議事2から6までは非公開】

- 2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第193回会議議事録の承認
- 3 情報公開制度運用状況の報告 事務局から運用状況について報告した。
- 4 存否応答拒否処分の報告 事務局から次の2件の存否応答拒否処分について報告した。
- (1) 「以下の者の横浜市療育手帳交付時および再判定時における検査結果 および関係書類一式 手帳番号 横浜市特定番号 氏名 特定個人 判 定年月日 特定年月日 再判定 特定年月」
- (2) 「特定医療機関に対して医療安全課が指導した記録一式 特定年月日 以降」
- 5 第一部会からの報告 事務局から第一部会で決定した諮問第1457号から第1460号までに係る答 申について報告した。
- 6 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議
- (1) 諮問第1493号(納付相談応対標準マニュアル)についてア 答申の方向性を検討した。
 - イ 次回、答申たたき台を検討することとした。
- (2) 諮問第1477号から第1484号まで(懲戒処分に関する文書ほか)について ア 諮問第1479号から第1484号までについて、実施機関から事情聴取を 行った。
 - (ア) 諮問第1479号出席者 教育委員会事務局西部学校教育事務所教育総務課教職員係長 星野 尊 外1人
 - (イ) 諮問第1480号出席者 教育委員会事務局総務部職員課職員係長 木村 直弘 外1人
 - (ウ) 諮問第1481号出席者 教育委員会事務局北部学校教育事務所教育総務課教職員係長 松田 悟
 - (工) 諮問第1482号出席者 教育委員会事務局東部学校教育事務所教育総務課教職員係長 岡野 文弘 外1人
 - (才) 諮問第1483号出席者 教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長 市川 一弘 外3人
 - (加) 諮問第1484号出席者 教育委員会事務局南部学校教育事務所教育総務課長 柳下 裕明 外2人
 - イ 答申の方向性を検討した。

	ウ 次回引き続き、答申の方向性を検討することとした。
資料及び 特記事項	1 資料 (1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について (2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領改正案 (3) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領新旧対照表 (4) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成27年12月改正版)及び横浜市個人情報の保護に関する条例(平成27年12月改正版) 2 特記事項 次回:平成28年4月21日(木) 関内中央ビル5階特別会議室

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開 · 個人情報保護審査会第三部会 部会長 藤原 静雄